

新たな顧客・取引先を発掘!

メッセナゴヤ
2023

日本最大級
異業種交流
展示会

出展募集

テーマ: Meet X ここで交わる、ビジネスの可能性

出展分野: ビジネス支援

ハイブリッド開催(リアル・オンライン)により充実した交流・商談の機会を創出します。
岐阜商工会議所の会員の皆様は、通常よりもお得に出展できます。この機会に是非ご出展ください!!

1 お得に出展!!

通常1小間料金 **198,000円** + 基本パッケージ
リアル出展とオンライン出展の合計。 **74,800円=272,800円(税込)**

当所が支援!

1小間 **120,000円(税込)**

岐阜商工会議所の会員の皆様は、**152,800円お得**に出展できます! ※高電圧や水道を利用する設置費用、レンタル備品の利用費用等はご出展者様のご負担になります。

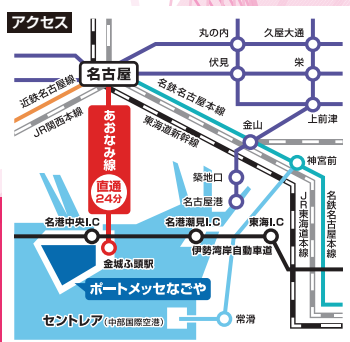
2 ハイブリッドの展示会!

リアル・オンライン

リアル展示では、対面で話せるメリットを活かして、直接魅力を発信できます。
オンライン展示では、場所や時間にとらわれず幅広く御社の商品・サービスをPRできます。
※リアル展示の際は、会員の皆様は「岐阜商工会議所ブース」内にて出展いただきます。

3 初めての出展でも安心のサポート体制!

出展に際しての手続き等は、当所が丁寧にご案内いたします。また、随時の個別対応もいたします! 成果を得られるか不安な方については、「メッセくん倶楽部」(“顧客開拓力”を身につけるための勉強会・情報交換会)の利用など、**出展前のサポート体制**も充実しています!!



日程 **リアル開催** 11月8日(水)~10日(金) **オンライン開催** 11月1日(水)~30日(木)
2023年 会場 ポートメッセなごや(名古屋港金城ふ頭) 会場 メッセナゴヤWEBサイト内

主催 メッセナゴヤ実行委員会

申込締切期限 令和5年5月19日(金)

当所ホームページもしくはQRコードから専用フォームにアクセスし、お申込みください。

※お申込みいただく個人情報はメッセナゴヤ2023出展に関する連絡および開催後のアンケート時に利用します。

※出展に関する詳細事項については、9月に説明会が動画配信される予定です。

※お申込みのキャンセルは下記の通りキャンセル料をいただきます。

6月1日~6月30日まで出展料の50% 7月1日以降出展料の100%

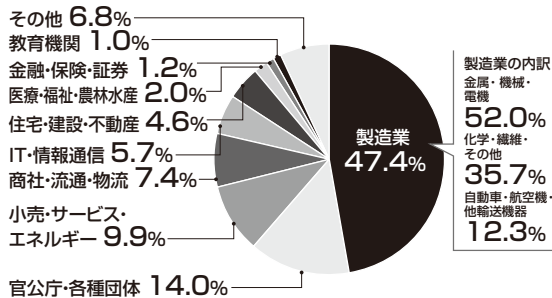
※申込状況によってはご希望の小間数を用意できない場合がございます。



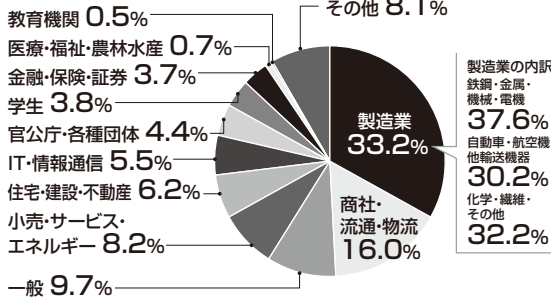
<https://www.gcci.or.jp/index.html>

■メッセナゴヤ2022 開催結果 *2022年

■出展者の業種



■来場者の業種



■メッセナゴヤ2022 出展者の声

- ◎出展業種を絞らないことで、異業種との交流が生まれ、想定外の商談機会に巡り会える点に意義を感じる。
- ◎来場者がとても多く(学生含む)、当社に興味を持ってもらうきっかけになった。
- ◎中部圏の広い範囲の顧客をターゲットにできる質の高い展示会だと思う。

総来場者数 41,445名

出展を成果に結び付けるための「出展者サポートメニュー」

成果を出していただくために、豊富なサポートメニューをご用意されています。



効果的な展示方法や、ブースオペレーションなどをご提案

出展についてのお悩みを専門家へご相談いただけます。

「顧客を開拓する力」を身につけるための勉強会&情報交換会を開催

出展準備、会期中の営業戦略から終了後のフォローまで、展示会営業全般について段階的に学ぶことができます。

出展者同士の交流を促進

新たなアライアンスの実現や新規顧客の獲得に繋がるよう、出展者同士の交流会が催されます。

様々な広告でPR

新聞・交通・WEB広告など様々な媒体を通じて開催がPRされます。

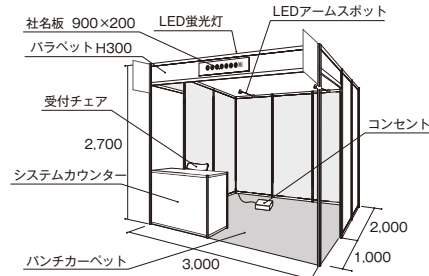
出展規定

■パッケージ装飾仕様(予定)

バラベット	1式	コンセント	1個
社名板	1枚	LED蛍光灯	1灯
システムカウンター	1台	LEDアームスポット	2灯
受付チェア	1脚	パンチカーペット	1式
幹線工事+電気使用量(1kW)	1式	設営・撤去含む	

※1小間ベースプラン仕様です。

*パッケージ装飾、その他レンタル備品、電気などの使用申込の詳細については、出展者説明会(動画配信)にてご案内します。



出展スケジュール



注意事項

■小間位置の決定

①主催者は、出展契約の成立後、出展者の出展分野、小間数、業種、出展物の種別、小間形状、会場の構成等を総合的に勘案した上で、会場全体の基本構成やレイアウト、小間位置を決定し、それを出展者に通知するものとします。②出展者は、主催者からの小間位置の指定に従うものとします。③出展者は、入場者整理の都合、展示効果向上等のため、出展分野、小間位置を変更する場合があります。出展者はこれに従うものとします。この場合、出展者は、出展分野、小間位置もしくはその変更に対する異議申し立てまたは賠償責任等の請求を主催者に対してすることはできないものとします。④主催者は、小間位置の決定後、所轄の消防署もしくは保健所からの指導、または出展者の出展取り消し等突発的事由があった場合、出展者の承認を得ないで小間位置等を変更することができるものとします。出展者はこれに従うものとします。

■出展物の搬入・搬出と装飾の施工・撤去

搬入・施工：11月6日(月)・7日(火)
搬出・撤去：11月10日(金)(閉会後)
①出展者は、2023年11月6日(月)・7日(火)に出展に必要な搬入及び施工をするものとします。②出展者は、本展示会の閉会後、小間からの退去に必要な出展物等の搬出及び撤去を2023年11月10日(金)に行うものとします。③出展者は、前項の搬出及び撤去の際、割当てられた出展小間を原状に回復して主催者に返還するものとします。出展者が原状回復を行わない場合、主催者において原状回復を行い、その費用は出展者が負担するものとします。④出展者が残置した物品がある場合は、出展者はこの物品の所有権を放棄し、主催者は任意にこれを処分することができるものとします。その際の処分費用は出展者が負担するものとします。

■管理保全

①主催者は、本展示会の管理者として会場全般の管理・運営をなすものとしますが、各出展物および貴重品等の盗難、紛失、損傷、火災または、その他天災地変等を原因とする出展物の損害に対して一切の責任を負わないものとします。②出展者は、各出展物および貴重品等の管理を自らの責任をもって行うものとし、その管理に関する費用を負担するものとします。

■出展契約の解除

①主催者は、出展者が次のいずれかに該当するときは、事前に催告の上、出展契約を解除することができるものとします。ア 出展料の全部または一部を支払わないとき。イ そのほか主催者が定める本出展規定(以下、「本規定」といいます。)および出展者説明会でお渡しする「出展の手引き」(以下、「手引き」といいます。本規定と併せて「本規定等」といいます。)に反することをなしたとき。②主催者は、出展者が次のいずれかに該当するときは、催告または通知することなく出展契約を解除することができるものとします。ア 手形または小切手の不渡りを出し、銀行取引停止処分を受けたとき。イ 仮差押、仮処分、強制執行、競売、特別清算、破産、民事再生、会社更生、その他これに類する申立てを受けたとき。ウ 暴力団、暴力団関係団体もしくはその関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。またはこれらの反社会的勢力を利用して行うこと判明したとき。エ 出展者が自らまたは第三者を利用して、理由の如何に関わらず、長時間の電話または同様の過度な行為による時間的拘束、不当な義務の強要、威嚇、脅迫をもって、主催者および主催者が指定する各協力会社(以下、「協力会社」といいます。)、他の出展者等の業務を妨害したとき。③前2条により出展契約を解除された場合、主催者は納入された出展料金を出展者に返還しないものとします。

■損害賠償

①出展者およびその代理人が他の出展者の小間、主催者の運営設備または展示会場の設備、人身等に損害を与えた場合、当該補修または賠償は出展者の責任において行うものとし、主催者は責任を負わないものとします。②出展者は、出展物の輸送・展示中の保護および盗難等に関し、必要に応じて保険をかける等適切な対策を行うものとします。

■小間内対応

①出展者およびその代理人は、会期中主催者が指定する出展者カードを着用し、必ず小間内に常駐し、会期最終日の終了時刻まで来場者の対応および出展物の管理にあたるものとします。②出展者は、会期中、終了時刻前に撤去しない撤去作業をしないものとします。

■商取引

開催期間中に来場者、来場者およびその他の間で発生する商取引に係る責任は当事者間に帰するものであり、主催者はこれに関与しないものとします。

■展示会の中止・延期

①主催者は、天災等の不可抗力(戦争、暴動、反乱、内乱、テロ、火災、爆発、洪水、盗難、害意による損害、ストライキ、立入制限、天候、第三者による差支行為、国防、公衆衛生に関わる緊急事態、国または地方公共団体の行為または規制など、主催者のコントロールの及ばないあらゆる原因をいいます。)により、展示会開催が困難と判断した場合、展示会開催を中止することがあります。この場合、主催者は、出展者に対し、出展料金について下記の割合で返金します(但し、本展示会の準備・開催のために主催者に生じた費用は残金を返金します。)*が、出展者が展覧に要した費用の賠償および中止によって生じた損害の賠償はいたしません。
【中止による既納出展料金の返金割合】
▶2023年8月末まで：100%
▶2023年9月末まで：50%程度
▶2023年10月1日以降：0%
②主催者は、前項の理由により展示会開催を延期することがあります。この場合、主催者は、出展者に対し、既納出展料金の返金は行わないものとします。

■法令および規則等の順守

出展者またはその代理人は、法令および規則等を出展契約の一部とし、これを順守するものとします。また、出展に係る設営・撤去業者等にも出展者の責任の下にこれを順守させるものとします。法令もしくは規則等に反しない場合、また、主催者は、出展者が主催者の指導もしくは申入れに従わない場合には、理由の如何に関わらず、第3条に従い、出展契約を解除することができるものとし、主催者は、これにより出展者に生ずる損害等に対し、一切の責任を負わないものとします。